

令和8年第1回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和8年1月21日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和8年1月21日 午前10時10分				議長 井上 敏文
	閉 会	令和8年1月21日 午前11時50分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	×	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸	8 番	西 原 好 文	9 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	健康福祉課長	松 田 佳 世 子	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	地域づくり課長	宮 本 大 樹	○
	教 育 長	牟 田 久 俊	○	農業委員会事務局長	本 村 健 一 郎	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課参事	武 富 和 隆	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和 8 年 1 月 21 日

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 4 議案第 2 号 令和 7 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

---

午前 10 時 10 分 開会

○井上敏文議長

皆様に報告いたします。三苫美子議員から本定例会に欠席の届出がっておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は 9 名で議員定数の半数に達しております。よって、令和 8 年第 1 回江北町議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において 7 番池田和幸議員、8 番西原好文議員、9 番田中宏之議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第 2. 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3～第 4 議案第 1 号～議案第 2 号

○井上敏文議長

日程第3．議案第1号及び日程第4．議案第2号を一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は令和8年1月臨時議会ということで招集をさせていただきました。議員の皆様方におかれましては、年明け早々大変恐縮ではありますけれども、よろしく願いをしたいと思えます。

今回、臨時議会召集させていただきましたのは、補正予算案を議決いただきたいというところであります。今回の補正予算の中身については大きく3つの柱があるかというふうに思っております。

まず1つ目は、昨年末、国において可決されました物価高騰対策等々の補正予算について極力早くその手当てを町としてもしたいということで、今回、物価高騰対策関連の予算を入れさせていただいております。

ただ、昨日だったですか、大町、白石の臨時議会の記事が載っておりました。その中でも、当然、江北町と同じように、いろんな物価高騰対策が取られるわけですけど、例えば、大町、白石は1人当たり1万円とか、金額だけでいけば江北町よりも多い金額の支給をされるということでもあります。それぞれ市町の考え方があるものですから、必ずしも金額だけで比べようはないというふうに思っております。というのも、江北町では、現在、既に第10弾の元気クーポン券事業をやっておりますけれども、さらに次の矢ということで今回第11弾ということで予定をさせていただいておりますし、江北町でいきますと、今回の国の補正予算全体でいくと1億7,000万円ほど交付金を受け取るということになっております。大町、白石の金額を見てみますと、今回のこの給付金関係で、使い切るまではないにしても、恐らくそのほとんどを今回のこの1回の給付金事業で使われるというようなことになっておられるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、恐らくこれからまだしばらく価格高騰というのは続きます。

そういう中で、江北町の考え方としては、これから適切な時期に適切な対策を順次打って

いくという考え方でやっております。ですから、例えば、農業関係とか、また、子育て関係とか、また、クーポン以外のいろんな町民の皆さんへの対策というのはこれから順次打っていきたいというふうに思っておりますので、そういう意味では今回の補正予算が第1弾だという御理解をいただければいいかなというふうに思っております。

それと、3本の柱のあとの2つは、1つは来年度にいろんな事業を予定しております。例えば、町営タクシーなどですね。こうしたことも4月1日からしっかりスタートができるように、また、継続的に事業が行えるように、今年度のうちから弾込めをしておく必要があるというふうに思っております。一部は12月の補正予算でも長期継続契約なども議決をいただきましたけれども、それ以外の予算についても一部4月以降を展望して今回補正予算をお願いしているということです。

それともう一点は、本来なら3月補正予算ということになろうかというふうに思いますが、これまで4月からいろんな事業をやっております中で、多分これまで以上にいろんな状況の変化というんですか、やはりこの目まぐるしい時代の変化の中で一部早急に財政的に手当てをする必要が出てきたものがありました。ということで、せっかく臨時議会を招集させていただくものですから、こうしたものも今回補正予算として入れ込ませていただいておりますので、物価高騰対策、それと来年度を見据えた弾込め、それと今年度についての必要な補正という3本で今回補正予算を組ませていただいているところであります。

それでは、提案理由を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正額は、7,291万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を79億3,427万4千円とするものであります。

国において12月16日に補正予算が成立し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために、重点支援地方交付金の拡充や物価高騰対応子育て応援手当の支給などが盛り込まれたところであります。これを受け、本町においては今後、生活者や事業者に必要な時期に適切な支援を順次行うこととしております。

今回の補正予算では、物価高騰対策事業の町独自の施策として生活者支援の観点から、町内店舗等で使用できる1人当たり3千円の第11弾江北町元気クーポン券事業及び高齢者の食生活改善や健康増進のために実施している配食サービス事業において利用者の負担軽減を図るための費用を計上しております。

特に元気クーポン券事業は、ただ単にこれまでの事業を繰り返すということではなくて、全国的にもお米券の議論があつたりしておりました、結果的にお米だけに使えるということでは町としてはやっておりませんけれども、実はこの間、調整をいたしまして、町内の農家の方で販売をしてもいいという方がおられますので、こうした農家の方も今回元気クーポン券の利用の対象にさせていただいているというのが一点。

それともう一点は、昨年末で佐賀タクシーさんが江北営業所のほうを廃止されました。その代わりとして、特に構内タクシーについては、近隣の大町観光、それと白石のキングタクシーさんと、もちろん江北の杵島タクシーさんもですけれども、御協力をいただいております。今回、打診をさせていただいておりますのが、この3タクシー事業者についても元気クーポン券が使えないかということで今御相談をさせていただいております。本日、議決をいただければ、早急にこうしたところの拡充ということもこれからやっていきたいというふうに思っております、元気クーポン券の事業というのはあくまでも言ってみれば仕組みとして我々は持つておるだけでありまして、こうした使える店舗、事業者等についてはその状況に応じてこれからも拡充をさせていきたいというふうに思っております。

また、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業の安定的経営を維持するため、補助上限額を超えた物品の購入等に係る経費に対して追加支援を行うための費用を計上しております。

なお、事業の性質上、第11弾の江北町元気クーポン券事業及び物価高対応子育て応援手当事業の一部の経費については繰越明許費を設定しております。

歳出予算としては、第11弾江北町元気クーポン券事業3,244万9千円、配食サービス利用者支援事業38万8千円、物価高対応子育て応援手当事業3,988万1千円、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業20万円を計上しております。

主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び子ども・子育て支援交付金等の国、県支出金となっております。

またこれらのほか、令和8年4月に運行開始を予定している町営タクシー事業について、運行業務に従事する人材の確保のために、債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、議案第2号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正額は、1億3,021万6千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ13億6,656万

3千円とするものであります。

補正額としては大変高額になっておりますけれども、補正の内容としては医療費の実績見込みに基づく一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額でありまして、医療費全体で当初見込みよりも約17%の増となっているところであります。今年度は入院医療費が高額となった国保加入者が多かったことがその要因の一つと考えているところであります。

以上2議案が今臨時議会に提案した議案であります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3. 議案第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

#### ○土淵茂勝議員

まず、物価高対応子育て応援手当事業について質問をいたします。

事業説明書1ページで、この対象は1,830人となっておりますけれども、この中に要申請という項目がありますけれども、要申請という対象者はあり得るのかということが一つですね。あった場合の予算はどうするのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（松田佳世子）

土淵議員の御質問にお答えします。

支給方法の要申請の（ウ）に該当する方を約330名、（エ）の対象の方を30名と見込んで、こちらの予算も今回の予算額のほうに含めております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

6番土淵議員。

#### ○土淵茂勝議員

今の答弁は、先ほどの30名だったですか、1,830名の中に入っているということですか。それはどういう方たちか分かりますか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（松田佳世子）**

土淵議員の追加の御質問にお答えいたします。

まず、町が現在、児童手当を支給されている方をプッシュ型という形で（ア）と（イ）の対象の方に実施いたします。要申請の方は町が児童手当を支給していない、両親が公務員の方が対象となります。また、（エ）の新生児は令和8年2月以降に出生される新生児の方を対象としており、その方々が（ウ）が330名、（エ）が30名と見込んでおります。

説明は以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

まだ出生していないということでの要申請というのが出てくるという捉え方でいいですかね。分かりました。いいです。

**○井上敏文議長**

ほかに。9番田中議員。

**○田中宏之議員**

おはようございます。事業説明書の3ページをお願いします。

先ほど町長の提案理由で元気クーポン券を配布するということで、その中に対してお米の消費拡大、最近高騰でお米の消費が減っておりますけど、その辺の配慮を今回していただけるということで安心しました。どうもありがとうございます。

それはそれとして、今回、先ほど町長の説明で1億7,000万円ぐらいですか、物価高騰の臨時交付金として国から交付されるということでございまして、今回、そのうちの一部を予算を立てているということでございまして、その後、いろいろ農業関係、それから、子育て支援等にも適時対応していきたいという話でございました。

先般、町のほうに、JA、あるいは農政協議会の役員の方々が今回のこの物価高騰の臨時交付金に対しての補助、支援をお願いしたいということで多分見えられたと聞いております。そういった点を踏まえまして、今後、この農業に対しての支援とかも考えておられるのか。

と申しますのも、今回、麦の交付金が国のほうで3年間確定をされます。昨年12月に今後

3年間の麦の交付金の確定がなされました。我々はこの物価高騰で幾らか交付金も上がると思っていたけど、残念ながら下がっております。50キロ当たり約1千円近く下がっております。これは大変な痛手でございます。そんな中、麦を産出するに当たりましては、肥料、それから、農薬、農機具、それから、油等も高騰したまま、そういった中で作っていかねばなりません。そういった意味からも、JAからこういうふうをお願いをされたと思いますので、ぜひともその点を御配慮いただきたいと思います。その点はどうか考えておられるのか、お願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど冒頭で申し上げたとおりであります。町民の生活のいろんなところに価格高騰のありといたしましうか、影響を受けているところであります。

そういう中で、1億7,000万円という、ある意味、交付金で言えば、やっぱり限られた財源をうまく活用していく必要があるというふうに思っております。当然、そういう中の一つは農業でありますし、例えば、福祉分野とか、また、子育て分野とかというようないろんな分野があるんだろうと思います。

実は同じようなことをコロナのときにコロナの交付金を受けて町としてやっぱりどういう対策を取っていくかということでも取り組んだことがありました。これからいろんな情報をやっぱり収集する、それとしっかり発想ということをしてやっぱり対策を取っていくということが大事だというふうに思っております。

今、定例の庁内の課長会議なんかもそれぞれ分野分野の課長がおるものですから、ここでほかの市町の出組状況の情報収集、また、例えば、農業者の方であるとか、施設の方であるとか、そういう各関係団体の方であるとか、やはりそういう町民の皆さんの声の把握という、この2つをしながら江北町らしい取組をしていきたいというふうに思っておりますし、簡潔に言えば、当然、農業分野もその大きな対象の一つであるというふうに思っております。

**○井上敏文議長**

9番田中議員。

**○田中宏之議員**

よろしく申し上げます。

多分令和8年度は農家にとっては大変な年になると思います。米も昨年度は少ないということで価格が上がってございましたけど、今年度は多分大分下がってくると思います。そういったことでもよろしく願います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

具体的な予算としての対策はもちろんでありますけど、農政に関わるところが結構あって、これはいつも言っていることですが、こういうところも声を上げるということもやっぱり大事だというふうに思います。ぜひそうした町内の農業者の方たちのいろんな要望というか、困りというんですかね、こういうものはしっかりやっぱり国に届けていくということも併せてやっていきたいと思えます。

以上です。

**○井上敏文議長**

ほかに。6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

クーポン券に関連してですね。前も1回質問をいたしましたけれども、このクーポン券の利用は5月31日までになりますよね。支給対象者は昨年12月31日時点で町内在住の人たちが対象になると。その後、転入してこられる方がおられれば、やっぱりこのクーポン券を配布するというのももう一度考えていく必要があるんじゃないかというふうに思えます。5か月ありますからね。新しく住民登録された方へのお祝いも含めて、そういう考え方もできるんじゃないかと思えますけど、それはどうですか。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

元気クーポンにお祝いの意味は込めておりませんし、実際やろうと思いついて実際やれるまでの間の期間というのが、我々もこれまでも10回やってきましたからこなれてきて、大分短縮はできるようになりましたが、やはり一定の期間が必要でありますし、途中で入られた方ということをやってしまうと、これもやっぱり際限ないものですから、これまで同様、一定基準を取らせていただくと。逆に言うと、12月31日まで住んでおられて転居された方は

当然使えるんですよ。ですから、それは転居されたから使えないということをやっていないということの裏返しでいけば、今回の第11弾でいえば、12月31日というところでくりをさせていただくということで御理解いただければと思います。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

3 番田村議員。

**○田村 康議員**

事業説明書の3ページ、クーポン券の件なんですけど、これは物価高騰ということで一応クーポン券も3千円となっていますけれども、やっぱりもう少し考えて、今が一番皆さんが苦しい時期だから、そこら辺を少し上げるとか、そういう考えはなかったですかね。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど申しあげましたように、当然、物価高騰対策として国から受ける交付金についてはどんな形でかは、直接、間接、またはどんなくりでかは、住民の皆さんに当然今から順次お送りをするということになります。言ってみれば、その一番ベースのところ町民の皆さん、子供からそれこそ大人まで全部だからですね。だから、そのバランスを取らせていただいているというふうに思っております。

ですから、先ほど申しあげたように、うちは元気クーポン券を今回3千円しか配らないからほかの町に比べてけちだとか、そういうことではなくて、逆にやはり必要なところに重点的に配れるような予算も含めて使わないといけないものですから、だから、適切な時期に適切な支援をこれからさせていただくということなんですけど、まず、一番そのベースのところとしてこの元気クーポンというのはやらせていただいております。

予算組みもまだしておりませんが、それこそ御存じのとおり、今度4月からは水道料金も上がるんですよ。ですから、この水道料金が上がることに对这个のままでいいのかという問題意識も持っております、今水を使わない方は当然おられませんから。ですから、この元気クーポンだけの金額でぜひ判断はしていただきたくないという思いがあります。やはり必要なところに必要なタイミングで必要な支援をするというのが江北町の考え方だということをぜひ御理解いただければと思います。

## ○井上敏文議長

ほかに。8番西原議員。

## ○西原好文議員

最近よく高齢者の年金受給日の15日に都会では高齢者が年金の支払いのところに並んで何をされるかといったら、食品を買いに行かれる。それも一日その日だけはぜいたくというか、例えば、毎日500円使っているのを千円使うとかですね。言ったように、本当に町内にそういった高齢者に対する補助がもっと必要じゃないかなと私は思います。今回、子供に対しては2万円、また、元気クーポン券で1人3千円となれば、2万3千円なわけでしょう。ただ、高齢者に対しては、そういったのが一律なんです。町長が今言われているのは分からないことはないんですけど、もっと高齢者に対する調査だとかをされて、大体平均でどの程度年金をもらわれているのかとか、生活に困っておられないのかとか、そういったのも調査をする必要があるんじゃないかなと思います。毎日のように、そういった高齢者をテレビで取り上げるから、多少大げさなところがあるかもしれないんですけど、1日何百円かで生活されている高齢者が支給日だけに千円使われるとか、そういったのを見ていると、本当に今のそういった国がしている物価高騰の対策が高齢者に対する対策になっているのかなという感じがいたします。

それで、今回、子供に対する子育て応援手当が2万円と今度のクーポン券で2万3千円ですよね。事業説明書の1ページ、先ほど福祉課長からプッシュ型と要申請の説明があっていましたが、お父さんやお母さんが公務員であって、町が支給に当たる必要な情報を把握している者を含むがプッシュ型、把握していない者が要申請となっておりますけど、公務員の方だと必要な情報を把握していないというのはどういうことですか。そこら辺は文章を読んでおかしいなと思いました。その点を1点と。

もう一点、6ページですけど、今回、町内タクシーの予算を計上されております。この中で1つ気になったのは、応募資格の中で満年齢26歳以上、上限の制約はしなくてよかったんですかね。今回、町がそういった高齢者に対する移動手段の確保なんかで町営タクシーを計画されて実施されるというようなことで、いろんなほかの団体を見ておりましたら、基本、ほかの地区でされている方の年齢あたりを見ていたら、高齢の方がたくさんいらっしゃるんですよね。そういった方々が手を挙げて無償に近い額でそういったお年寄りの足の確保をしている。片や町に至っては、今回、多額の金を使って職員を雇ってと。ちょっと矛盾してい

るんじゃないかなというような感じがするんですよ。

町長、1つお聞きしたいのは、年齢制限と上限ですよ、今度雇う方の年齢制限。26歳以上は分かる。26歳から何歳までなのかというのを1点と、この職員さんはどこに配置されようと思っているのか、そこら辺が分かればよろしく願いいたします。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほどの児童手当のところは、これは別に我々が把握できていないということじゃなくて、これは以前から児童手当という仕組みがそうなっているものですから、そこは詳しく健康福祉課長が申し上げます。

まず1つは、高齢者に対する支援というのが必要なんじゃないかということで、テレビで見ると、年金受給日に、それこそそういうふうにしたようにして、なけなしのお金で必要な食料を確保されているようなのが映っているということで、当然やっぱりそういう方もおられるんだろうなというふうには思いますが、高齢者だから弱いとか、高齢者だからお金がないとかというような考え方はやめないといけないんじゃないかなという気も私は正直しています。若い方の中にもたくさんお金を持っておられる方もおられますし、若い方の中には生活に大変困っておられる方もおられます。

冒頭申し上げたように、やっぱり適切な支援というのがどういう形があるのだろうかということも毎日考えています。

先ほどの免許の話も一緒にしますと、あえて上限の年齢を設けていないのは、だからといって誰でも運転できるわけではありません。当然我々として選考するわけですけど、やっぱり加齢の影響というのは個々の個人差が大きいですよね。そういう中であえて65歳までとかにすることによって、せっかく自分はまだ協力のほうができるのにできないというようなことにならないようにしたいなというふうに思っています。というのも、町営タクシーに乗せてもらう人も、また、乗せてあげる人も、まさに助け合いの我々は仕組みをつくるということなものですから、ぜひ運転をされる方もいろんな町民の方に協力をさせていただいたらいなというふうに思いますし、老連の中でもそういう声が上がっているそうです。俺はまだ元気だから、どっちかという、もしいよいよ運転できないようになればお世話になる必要があるけど、そうじゃなければ、できれば運転のほうはしていいけどという方もおられると

いうふうに聞いているものですから、上限の年齢をあえて設けていないと。だからといって、年齢関係なく採用するということじゃなくて、当然、運転のこれまでの経歴であるとか、土地カンがあるとか、いろんな交流をする中で最終的には採用を決めるということになるものですから、あえて上限の年齢は決めていないというふうに思っていたらいいかなというふうに思います。

それと、誤解されているといけませんけれども、事業説明書の1ページに載っているこの応援手当は、町独自でやるわけではなくて、お国のほうが今回応援手当ということで2万円を自治体が払ってくださいということで来ているんですよ。だから、町で払う、払わないという判断はできませんし、国が今のタイミングで何でこのようにして子育て応援手当で2万円と言うように、それならばもっと高齢者にとということじゃなくてするのかというのは、これはまた国のほうでやっぱり議論してもらい必要があるし、先ほど西原議員がおっしゃったような声というのは、もしそういうまた別のいろんな声の上げ方があるとするれば、これは若い者ばかりと、子育て世帯ばかりという声ありと、ですから、国としてもいろんな政策を打つときには、高齢者のほうをする必要があるんじゃないかということであれば、そういう声を上げていただければと思いますけど、この2万円は町でやるわけではないものですから、もちろん配りますけどね。ですから、これを加えられると、町としてなかなか裁量の自由度というのが低くなるということです。

それと、先ほどの町営タクシーの配置先、配置先というのはその部署ということですか。

(「職員のいるところですよ」と呼ぶ者あり) この場所はどこにしようかなということでは実は中で議論しています。例えば、役場の裏別館とか車庫の上とか、いろいろあるんですけど、やっぱり事業の管理をする必要があるものですから、例えば、ひとまずは同じ総務政策課内にいてもらうということにしたほうが、この人たちだけでやってもらうわけではないものだからですね。今のところ、この専用の組織までは予定をしておりませんが、やはりこの人たちだけに任せっきりということではなくて、やはり我々町の事業としてやるものですから、例えば、国勢調査で2人来てもらっているんですけど、総務政策課の中に2人いらっしゃいます。当然、指導、監督、また、情報共有しながら進めているというのと同じで、そういう形で同じ役場の特定の課の中で一緒にいていただけたほうがいいかなというふうに思っております。

それと、先ほど助け合いの中でしておられる一方で、町がこれだけのお金をかけてする必

要があるのかということですが、これはこれまでまさに議会からもいろんな御質問をいただいて、町としてもやはり何かそういう地域交通についてしっかり手当てをする必要あるんじゃないかということで、町営タクシーについては順次御報告をしながら情報共有させていただきながら今ここに来ているということなんです。

ですから、いつかは三位一体という言い方をしたのは、プロの事業者さん、それとそういう町民の方で支援をしていただいている方、それと我々やっぱり役所、このプレーヤー3つがうまくところ連携、すみ分け、協力し合ってやるということが大事だというふうに思っております。

というのも、例えば、移動支援チームさんはやられるのが月2回なんですよね。恐らく実際使いたいと言われている方が月2回で済むことは多分ないと思います。それに今ドライバーの方が何人おられますかね、やっぱりその方がおられる限りなんですよ。だから、できる分はやっていただいていますけれども、町全体としては、それだけではなくて、やはりもう少しトータルのサービスというのをする必要あるということで町営タクシーというのはやらせていただいていますし、やっぱり助け合いだから少し事故が起きてもそれはお互いさまだからみたいなことでは、やっぱり町でやるからにはそうはいかないんです。安全も確保する必要ある。そういうことの中で、当然、一定ボランティアじゃなくて、これだけ委託料も払うから、やはり安全確保も努めていただくということなものですから、町でやるからにはこうした経費は必要だというふうに御理解いただきたいと思いますし、私も移動支援チームの会議には毎回顔を出させていただいて、町で今どういう予定をしているかということも言わせていただいています。

そういう中で申し上げたのは、例えば、移動支援チームに電話がかかってきてお願いしたいけど、その日はうちに対応していません。と言って終わらないようにしましょうと。それだったら、町のタクシーのほうがあるから、町のタクシーは、番号はこれですよというふうに言えるとか、また、うちのほうに電話かかってきても、すみません、その日は詰まっていますので、それじゃ、杵島タクシーさんに頼まないですかとかということで、この三者が自分がやっている事業以外の事業もちゃんと分かっているという体制をつくりましょうねということ言わせていただいています。そうすることによって、町民の方は、どっかに電話をかけてもしそこが駄目でも、それ以外のサービスについてもきちんとつながるといって体制を取っていきましょうというふうにしていくものから、繰り返し言いますが、

町でやるとするんだったら、やはり一定の事業費というのは必要になりますということと、そういう事業者、プロでやられている方、また、ボランティアでやられている方、そうしたところともしっかり連携を取りながら、町全体としてやはりカバーをしていく体制を取りたいというふうに思っているということです。

児童手当については健康福祉課長がお答えします。

**○井上敏文議長**

健康福祉課長。

**○健康福祉課長（松田佳世子）**

西原議員の御質問にお答えします。

まず、児童手当の制度について御説明をいたします。

支給対象はゼロ歳から高校生年代の児童を養育している方になります。支給の額は子供1人当たりという金額になります。

町で把握していない公務員というところで、公務員の方は勤務先から児童手当を支給されており、町で児童手当を支給されている方に関しましては、申請時に養育している方の金融機関の口座番号等を把握しておりますが、公務員の方に関しまして児童手当を支給しておりませんので、その銀行口座等の番号のほうを把握していないということになります。

今回、支給方法の（ア）の父母等が公務員であって、町が支給に必要な情報を把握している者を含むと、把握していない者と、プッシュ型と要申請にそれぞれ分かれています。前回同じようにこの子育て応援手当を実施した際に、公務員の方で、県庁や教職員、警察等の勤務先からは、それぞれの勤務先が保護者の方に同意を得られて町のほうに直接情報を提供してくださるところもありますので、反対にそういう各勤務先がされないところは個別で申請をしていただく形になりますので、ここで把握している者と把握していない者に分けて記載をしているところです。

（ア）の情報を把握している者は、江北町役場だったり、県庁、教職員、警察などです。

（ウ）の情報を把握していない者に関しましては、消防だったり、国家公務員の方だったりというところが例になります。

以上です。

**○井上敏文議長**

よろしいでしょうか。

ほかに。7番池田議員。

**○池田和幸議員**

事業説明書の3ページですね。その中で先ほど説明のときに聞いたんですけど、今度農家の方が事業者として入れるようなことを聞いたんですけど、その辺がよく分からなかったところがあるんですけども、取扱店等に農家の方が直接お米の販売をすることに支援するということですかね。その辺がよく分からなかったので説明をお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。地域づくり課長。

**○地域づくり課長（宮本大樹）**

池田議員の御質問にお答えします。

取扱店舗につきましては町民の方が直接米農家のところにお米を買いに行かれるケースがあると思います。そういったところの農家に、これはエントリーをしていただかなければならないですけども、協力いただける農家の方は協力をしてくださいという周知をしたいと思います。協力いただけるところについては店舗の一覧のチラシに米農家の何々さんという形で載せる形でやりたいと考えております。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

ということは、行政が農家さんの直接販売に支援をするということに聞こえるんですけど、その辺の説明をお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

元気クーポンも今回11弾になりますけど、もともとの目的もその回ごとに少し変わってきました。最初はまさにコロナで町内の飲食店等の小規模事業者の方たちの支援ということでやっていた頃もあったですね。ところが、その後、だんだん価格高騰ということになって、町民の皆さん方の生活支援ということに目的が何回目からか変わりました。ということになると、当然、結果的に町内のお店で使っていただくという意味では事業者の支援にはなるわけですけど、基本的な目的は町民生活の支援ということなので、なるべくいろんなところで

使えたほうがいいわけですね。

ということで、これまでも前回から例えばくみ取り業者さんも使えるようにするとか、やっぱり生活のいろんなところで江北町の元気クーポンが使えるようにしたいということで、この取扱店舗と書いてあるけど、店舗等なんですね。要はこの元気クーポンが使える店舗、事業者をやっぱり増やしていくということをこれまでもやってきました。

そういう中で、今回は特に町内の農家の方で米を売っていいという方もお申出があれば、この取扱いの店舗等の1つに入れるようにしますよと。

それと、さっき言ったように、いよいよ今度町外の大町観光さんとかキングタクシーさんも、もちろんこれは杵島タクシーさんにも御相談した上で了解をしてもらった上でですけども、そこでもこの元気クーポンが使えるような場所を増やしていくということの中に今回農家を入れているということです。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

いや、だから、一応農家の人が手を挙げたところには支援をするということになるでしょう、結局は。何でこういうことを言うかという、今うちの町内にお米屋さんというのが、うちもしてはいますけど、直接店舗販売していないので、今まで販売をされているお米屋さんもあるわけですね。そういうところとか、あと、例えば、ほかの町では佐賀市内もお米屋さんはまだまだたくさんあります、そういうところに対しての相談もする必要があるんじゃないかなと思ったので、その辺は今まで直接販売というのはある程度、前は専売業者だったらできなかった時代ですけど、今は直接販売も別に国のほうもそういう厳しさがいいから食管法でも今はそのままになっています。ただ、それを町が支援をするというふうにとられると、やはり問題があるんじゃないかなと思いましたので質問しましたけど。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今おっしゃったように、直接米を販売することの規制はなかったかなというのは確認をさせていただきました。ですから、あくまでも町民の皆さんが使える場所を増やすということです。先ほどは消費拡大というのは田中議員が言われましたけど、実際支援をしても

らっているというより、どちらかといえば町に協力するというお考えの方が多いように聞いています。やっぱりお米をそのようにして町民の方が買われるようにするんだったら、うちで使っていいけどということなので、何かその農家の方に直接支援をするわけじゃなくて、あくまでも住民の皆さんの支援に使う元気クーポンを取り扱えるところを増やしていくということですので、当然、いろんな業態の店舗だったり、事業者があられますから、それを増やさせていただくということなんですけど。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

例えば、ネイブルの横にある「だいちの家」とかも一般食料品、米も販売していますよね。こういうことになると、野菜とか果物とか、そういったものも売っていいんでしょうかと、これから多分拡大していくと思いますよ。当然そうですよね。何で米だけですかと。そう言ったら、今度、農家さん全員、じゃ、うちも、うちも、うちもなったときに、行政が支援するのと同じなんですよ。町長は違うような言い方をしますけど、支援することには間違いはないんですよ。支援というか、販売所をつくってあげているんですから。私が言っている支援は、お金の支援じゃないです、販売の支援をしています。

だから、その辺ははっきりさせておかないと、やっぱり商工業者と農業者と違うわけですから。今までのパターンだったら、ある程度、JAさんなり、ほかの業者に、やっぱり卸と小売と別々だったですよ。それを町があっせんしてあげているというふうに取りられるんじゃないかなと思いますよ。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

極端な話をすれば、それこそ町内の自動車会社さん、また、そういう野菜類を販売されておられるようなところがあるのであれば、そこを入れることについて私はあまりためらいはありません。なぜかという、あくまでも町民の皆さんが何らかの形でお金を払う必要がある、そこに支援をしているということですから。結果的に、もちろん自分で売るのは大変だけど、元気クーポンが使えるようになって自分で売り歩かなくても済んだという間接的な支援という意味でいけば、それは否定はしませんけれども、ただ、それは目的にはしていません

ん。

ですから、それこそ塾のお金とか、ある意味、町民の皆さんが何か使われる場面があるのであれば、そこはなるべく元気クーポンが使えるようになったらいいなというふうに思いますし、だからといって、出しもできないのに、何か名前だけむやみにというのは当然我々もこの店舗等に入れるかどうかというのはしっかり見る必要があるというふうに思いますけれども、あくまでも町民生活の支援ということでやっている事業である以上は、町民の皆さんが自分のお金を使って日常生活を送っておられるところについては、必要があればもちろんこれからも増やしていくということは考えたいというふうに思いますし、その結果としてどうか、副次的な効果として取扱店舗になるというところが、それでもしプラスということであれば、それはそれで否定はしませんけど。ただ、よく御要望いただくのは、いや、クーポンもらったからといって、すぐ現金に換えてくれないと対応できないというところが結構あります。うちはなるべくそこは短くはしていますけれどもですね。先ほどおっしゃったようなことが支援に当たるかどうかという意味でいえば、当たらないことはありませんけど、必ずしもそれを目的にはしておりませんし、全てが支援ということばかりでもないというふうには理解しています。

#### ○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原議員。

#### ○西原好文議員

あと2問ばかり伺います。

事業説明書の2ページに配食の業務委託というか、支援事業が載っております。その下のほうに1食当たりの経費というようなことで1,277円が載っておりますよね。今回、高市総理が解散の表明をされました、自民党も、野党のグループも、消費税の食品に係る消費税を自民党は2年間、野党の方は半永久的というかですね。そういったときに、今こうやって1食当たりの経費として差額の分の277円を補助するということですが、食料品に係る経費といえば、今度消費税あたりがゼロになれば、またこの見直しをされるものなのか。

それに付随して、4ページは、食料品でも何でもありませんよね。地域子ども・子育て支援における事業継続支援事業でいろんな町内の民間から公営の施設にですね。その概要を読んでいますと、対象経費として物価高騰下の事業継続に必要な物品の購入等の経費、これは消耗品、備品、物品リースなどとなっておりますけど、この括弧の中の消耗品とか、備品

とか、物品リース、この説明をひとつお願いしたいなと思います。

それと、最後なんですけど、6ページの町営タクシーの件なんですけど、債務負担行為の内訳として3名の23日掛ける8,240円（1,030円の8時間）掛ける12か月、年間ですよ。3名となっております。下の四角の中の業務時間に、月曜日から金曜日まで、土曜日は半日、その下の米印に、勤務時間帯については、週3回などの勤務可能な時間帯の調整可能となっております。

3名雇われて、1名は配車オペレーターを採用されるというようなことをお聞きしました。2台の車を使われるのに、そうやってあとの2名を勤務時間帯については週3時間の勤務可能な時間帯と、本当にこういうことが可能なのか。運転士を2名雇っていて、週3回のローテーションで本当にできるのかなという感じがするんですけど。3名雇われる、1名は配車オペレーター、乗務員業務というのは2名雇われるということなのか、それとも常時2名雇われる方をその時々で変更されるのか、そこら辺がどのような計画をされているのか。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

まず、1点目の配食サービスなんですけど、皆さんも当然実感としてお分かりのように、今外で御飯食べるにしても、前より値上がりか、量を減らすか、質を落とすかですね。大体この3つのどれかでこの価格高騰を乗り切っておられるということは皆さんよく御存じだというふうに思います。もしこれをうちがやらなければ、当然こども価格転嫁をされて、当然というのはカロリー量とかいろいろあるものですから、利用者の方の負担が上がるんですよ。ですから、それをしないでいいようにということで、あくまでも利用者の負担が価格転嫁されて上がるのを防ぐために今回支援をさせていただくということなんです。

だから、さっき消費税のことを言われましたけど、どこがどういうふう選挙結果が出ようが、これは1月から3月までの話なものですから、それは関係ありません。それなら、4月から続くとどうなるかと言われるかもしれないですけど、4月以降は続きません。理由としては、今回はこういう形で物価高騰対策で価格転嫁される分は負担はさせてもらっていますけど、よくよく見てください、1食当たり1,277円の弁当ですよ。私は魚正で弁当は500円です。だから、1,277円そのものがオーバースペックじゃないですかということを実は事業者さんと今話をさせてもらっています。というのも、個々の事業者さんは自分たちのやっぱ

り思いをとということで今まで熱心に活動してきていただいていますけれども、その一方でやっぱり自分たちの思いでやられるものですから、本当に高齢者の方たちに必要な分なのかということ、正直こういうことは言いにくいんですけど、言いにくいんですけど、ちゃんと事業者さんとは議論させてもらっています。そうしないと、中には、いや、私は毎日取らないで2日に1回取って、どうせ1日で食べきれないので2日に分けて食べていますとかです、また、御夫婦でおられて、取るのは1食で2人で分けて食べてちょうどいいというのが多分実態だと思います。

そういうことであれば、やはりいろんな福祉の心、ボランティアの心というのもこれが過ぎてしまうと、実際のやっぱりニーズと合わなくなってくるということがないですかという問題提起を実はさせていただいているんですよ。その結果、多分4月からはもう少し価格を抑えて量が減るということになっています。

けれども、今年度はこの1月から3月は既に価格高騰の波が押し寄せている中で、このままやっぱりこの3か月間も維持できないということなので、この3か月間、今年度中については今の料金を前提にして価格転嫁を一般の町民の方にしないでいようといううちが負担をしましょうということにしている、4月以降、消費税がどうなるか知りませんが、どうなったとしても、これに関係あるかどうかは分かりませんが、4月からは、この料金というかな、量自体を見直されるということになっているというのが一つです。

それともう一つ、最後の町営タクシーなんですけど、これはやっぱり書き方がまずいです。私が言うのもなんですけど、何か乗務員業務と書くと、乗務員さんと、そのあとが配車オペレーター業務と書いてあるから、配車オペレーターと別々に雇うと見えますよね。当初そういうことを実は想定もしていたんですけど、3人で、そのうち2人が乗って、1人は予約を取ると。要は運転とオペレーションの業務は区別をつけないようにしようということにしました。そのようにしないと、やっぱり仕事全体を覚えられないからですね。だから、この3人でこの町営タクシーの運營業務全体に関わっていただくという体制にしようというふうに考えておりますが、書き方がですね、乗務員ではないんですけど、乗務員業務と。乗務業務とオペレーション業務というふうに理解をしていただいたらいいかなと思います。

以上です。

それ以外のは、それぞれの担当課からまた補足があれば答弁させます。

○井上敏文議長

開会から1時間以上経過いたしましたので、暫時休憩いたします。再開11時20分。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

**○井上敏文議長**

再開いたします。

先ほどの質問の中で町長より補足答弁があります。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

補足説明をさせていただきます。

先ほど西原議員から御質問のあった町営タクシーですけど、運転手2、オペレーター1みたいな考え方というか、仕事を別々にもともと考えていたんですけど、そうじゃなくて、この3人で、ある意味チームでいろんな業務ができるという体制がいいよねということで、だから、乗務・オペレーション業務というふうに御理解いただければと思います。

もう一つは、この3人というのはあくまでも予算上の3人ですから、実人数はもっと多くなると思います。実際、月、火、水、木、金、土で、金曜日までは午前中、1時間だけとかアルバイトのようにはできないから、半日単位でいけば、全部で11枠あるわけですよ、月曜から金曜までの午前、午後、それと土曜の午前中、この11枠をどの枠でも3人はおられると。ただ、その3人は当然入れ替わることがあるということで御理解いただいたらいいかなと。だから、予算上は当然3人分ということです。

以上です。

**○井上敏文議長**

ほかに。西原議員の質問に答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正予算の事業については、延長保育、それと一時預かり、それと放課後子供クラブになっておりますが、今回、対象経費としては、文具等の消耗品、それと机、椅子などの備品、それから、パソコンやコピー機などの物件リースの物件費のみということになりますので、食料費等は含まないというふうになります。

以上であります。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回の事業説明全体でいけば、さっきも質問ありましたけど、町独自でやるものと国からお約束で町としてする必要があるというものが混在をしています。そういう意味でいけば、1番の応援手当は、先ほど申しあげましたように、これはどちらかというと国の施策です。自治体によってはいかにもその町でやっているように言うところもありますけど、これは国の施策です。だから、基本的にうちに自由度はありません。

2ページ目の配食サービスは町独自の価格高騰対策であります。それと元気クーポンももちろん町独自の対策であります。

先ほど御質問があった4ページも国の施策であります。もともと1年間のいろんな補助とか交付金があるんですね。これに少し継ぎ足して物価高騰対策の分は追加でやりますよというようなことなものですから、2万5千円ぐらいもらったからといって何が変わるかということですが、そうじゃなくて、もともと年間を通じた補助があるんですけど、僅かですけど、それに上乘せされるということでもあります。

それと次の療養給付費、これはまた別の理由の補正ですよ。それと最後の町営タクシーはもちろんうちと。

だから、価格高騰対策でいけば4ページまでで、町独自の取組は2ページと3ページですよというふうに御理解いただいたらいいかなと思います。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

町長、元気クーポン券についてですけど、町独自と言うけど、この表でいけば、国の財源で3,244万9千円となっているけど、これは町の事業でしょう。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

どういう意味かということ、2番と3番は使い道が自由の交付金を町がもらって価格高騰対策に資する事業をそれぞれの自治体のアイデアでやりなさいよという交付金でやっている事業なので、どんな事業をやるかというのは町独自ですという意味なんです。財源はもちろん

国です。

ただ、この1ページですね。下に書いているように、物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金と、要はこの事業をやるための補助金ですから、だから、これはひもつきだから、用途はもちろん我々に裁量の余地がないという意味で国の施策ですということですし、4ページも子ども・子育て支援事業費補助金ということなのでですね。

この真ん中の2つは交付金と書いてありますね。補助金というのは大体ひもつきでやることが決まっていることに対するものが補助金、交付金というのはこういう目的のために何かやりなさいということでもらうのが交付金です。ですから、交付金ももちろん財源は国ですけど、何をやるかというのは町独自の取組ですという意味で申し上げました。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

では、もう一点だけ最後にお聞きしたいのは、1億6,580万5千円のうち、今回、町が使われた残りについて、交付金が残っているものなのか、補助金が残っているものなのか、分かればお願いいたします。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

1億7,000万円と申し上げたのは交付金のことを申し上げました。だからといってこれも何でも使っていいというわけじゃなくて、特に4,000万円は食料費の高騰に資するものに使わないといけないよとかという緩い縛りはあるんですけど、あくまでも交付金の話です。

補助金というと、多分これからもそういうのがついてくるとは思いますけれども、これは国の施策として財源をただそのまま補助金でもらっているということです。

ですから、1億7,000万円は交付金です。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

では、元気クーポン券については、12弾、13弾も考えられるということで理解してよろしいでしょうか。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

だから、先ほど申し上げたように、いろいろ考えた結果、やっぱり元気クーポンが一番裾野が広くてリードタイムも短くて平等だよねという結論に至れば、元気クーポン券事業ということをやめることは当然これからもあると思いますが、今のところは11弾のところを考えていますし、残りの交付金については、先ほど申し上げたように、もう少しピンポイントでというかな、そういういろんな分野とかというところを見た対策がないかということを実はほかの市町の情報も収集していますし、町民の皆さんのお声もいただいておりますので、そういうことの中で一つの方法として元気クーポンということもまだあり得るというふうに御理解いただいたらいいかなと。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

幾つかありますけれども、まず一つは、今回の予算で残っている交付金が幾らになるかというのをお聞きしたいと思います。計算すれば分かるんですけど、一応聞きます。今、答弁がなかったからですね。

それと、2ページ目のすいれんに対しての3月までの支援ですよ。これは先ほど説明されたように、利用者の負担を上げないよという対策ですよ。だから、4月からどうするかというのはまた今後の問題だと思いますけど、ここでお聞きしたいのは、この配食サービスをしているのはすいれんだけじゃなくて、個人でやっているところもありますね。どういところが件数としてあるのかというのをまず一つですね。あらかじめ言っておきましたので、どういうのがあるのか、お聞きしたいと思います。

事業説明書6ページですが、これは債務負担行為を必要とする理由ですけども、債務負担行為としてこれをする、また、債務負担行為というのは何かというのをまず説明していただきたいなと思います。

この中でこの計算の仕方一つ私が気になっているのは、賃金の計算で、これは最低賃金で計算されていますよね。これはこの金額で支給されるということなのか、それとも一応これは5年間の計画ですからですね。というのは、最低の1,030円では少ないんじゃないかと。

政府は石破さんのときは大体1,500円というのを目標にされていましたが、これはもう少し考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

もう一つはこの身分の問題。これは会計年度職員なのか、完全な委託なのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

まず、交付金の話だったですね。ですから、計算したらお分かりのとおり、交付金でいけば今あと1億3,000万円ほどを何らかの形で価格高騰対策で適切な時期に使っていくということになるというのが一つです。

それと配食サービス、町が委託してやっている配食サービスはすいれんだけです。民間はいろいろあります。いろんな事業者さんがあられますけれども、ここには町としての委託をしていないんですが、これからそういった民間事業者が多分増えてくるんですよ。町外では既に何者か入っておられたりするんですけど、正直言うと、価格差が物すごく違うんですよ。先ほど申し上げましたように、魚正の日替わり弁当500円ぐらいのもあれば、やっぱり超豪華1,200円を出してあるようなところもあります。

ですから、今回もしほかの事業者の参入をしてもらおうというんだったら、まず、この足並みをそろえないといけないということを新年度からする必要はあるというふうに思っていますけれども、固有名詞を言っているんですか、例えば、ワタミさんとかですね、別に高齢者の方に限らず、配食サービスというのはいろいろですね、あと何がありますかね、ヨシケイとか、いろいろありますよね。そういうような事業者さんがあられる中で、以前はこういうものがなかったものですから、町は福祉的なところでやはりすいれんさんにこういう形でやっていただいていますけれども、民間でもそういうのをやられているところがあられるので、やはりそことの均衡ということも考える必要があるというのが今のテーマなので、4月からはひとまずは価格をある程度やっぱりニーズに合ったぐらいの量にしようということをやっているということです。これでいいですか。

町営タクシーについて言えば、これは職員じゃないですよ、業務委託です。ですから、労務費ではありませんけれども、一応その根拠としては最低賃金の価格を基に委託料を決め

ましようということですから、会計年度職員でもありませんし、うちの職員でもなくて、業務委託。区長さんとかうちの庁舎の清掃していただいているのも業務委託となります。ですから、これは賃金ではないということです。

それと債務負担行為というのは何かというと、予算というのは毎年毎年お願いする必要があるわけですね。毎年毎年もちろんお願いするわけですけど、やっぱりこういう事業というのは継続してする必要があるときに、今年の予算は取れたけど、来年は取れないといけないということにならないように、一定期間事業を実施することを前提に、この期間はこういう形で債務を負担させていただくと。もちろん予算は少しずつ上げる必要がありますけど。だから、そういう複数年にわたる事業をやるときに、こういう財政需要を町としては見込んでるので、それについて了解をいただきたいというのが債務負担行為です。

以上です。

#### ○井上敏文議長

6番土淵議員。

#### ○土淵茂勝議員

債務負担行為は最後に説明いただきましてありがとうございます。それで、毎年予算化して事業を実施するということですね。そして、金額も変わっていくということの捉え方でいいですね。

もう一つあります。先ほど田村議員に対しての答弁の中で水道料金の話をされましたよね。今後それも頭にあるということですね、水道料金が高くなる分についての支援というんですか、ほかの市町でもそういうのをやっていますから、そういうことも考えておられるということでもいいですか。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

1番目は何でしたかね。（「債務負担行為は毎年予算化……」と呼ぶ者あり）変わらない前提ですけど、ただ、世の中の状況が大きく変われば、新たに債務負担行為を設定させていただいて改定ということはあります。もちろん変わらない前提ではありますけど、1回決めたから何が何でも変わらないということではありません。そこはやっぱり社会、経済状況の中で当然いろんなものは変わってきますよねと、変わることもありますよねということです。

それと2つ目が水道。だから、さっき言ったように、いろんな支援の方法があるわけです。そういうことの中に、ああ、そういえば水道料金も4月から上がるよなど、それだったら、そこに対する手当てということも町としても考える必要があるよなどということは当然部内では議論をしています。

ただ、実際、今回上げたとしても、8月ぐらいにしか反映できないらしいんです。だから、これはもう少し中で議論をして、3月なり、当初予算なりでこういうのはしっかりまた今から上げていこうねといういろんな候補の一つには上がっているということです。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

すいれんの話で民間でやっているところを幾つか把握していると言われました。それは把握されているんですね。勉強会のとくにどういうのがあるか私は答弁求めたんですけど、準備はされていないでしょう。準備されていないなら、後立ってでも結構ですので、教えていただきたいですが、どうですか。

**○井上敏文議長**

町長。

**○町長（山田恭輔）**

確認です。それは民間の配食サービスはどういうところがされているかということでもいいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）うちが委託しているのはすいれんさんだけですけどね。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（松田佳世子）**

土淵議員の御質問にお答えいたします。

民間で配食サービスをされている事業所で佐賀県が取りまとめているものがあります。その中で、白石町では社会福祉法人蓮花の会に委託をされたりとか、あと武雄市はゆめランチなどあります。あと江北町内でも個人の飲食店で焼人義だったり個別に御利用者の方とお話をして支援をされている飲食店もございます。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

町内のだけでいいですから、もう少し正確に調べて、後でいいですからお知らせください。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

すいれんさんはうちが委託しているから、いわゆる配食サービスの事業をされているという言い方はできるんですけど、それ以外のところは、例えば、さっき言ったように、うちは魚正から弁当を取ったりしているわけですよね。さっき焼人義もされているとか。だから、境目がどういうふうな言い方をしたらいいのかなというのがよく分かりませんので、よかったらまた後でどういうのが御所望なのか確認をさせていただきたいというふうには思います。だから、弁当を出しているところがどこでも高齢者にも対応しているというわけではないです。だから、配食サービスというものをどういうふうに捉えるかによってまとめ方が違いますよねということです。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

町内でということで調べてください。後で結構です。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。7番池田議員。

○池田和幸議員

さっきの続きですけど、事業説明書の3ページです。

農家の方ということでの説明の中で、例えば、農家の方が商工会員になられているところもあります。だから、何を言いたいかという、やっぱり平等にしてほしいと。手を挙げる場所だけは分かるんですけど、やっぱりその伝達をいろんな形で全農家の方に連絡が行くように、その辺をしていただくことが行政としての役割じゃないかなと思いますので。私はあくまでも行政のことを思って、うちの町のことを思って言っていますので。

○井上敏文議長

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ありがとうございます。大変ありがたい御発言だったと思いますし、我々もそこは大事にしているものですから、一本釣りはしていません。今回も生産組合長会を通じて全農家の方にお知らせをさせていただいています。だからといって、手を挙げたところだけじゃなくて、例えば、それこそ小規模店舗についても町から逆にセールスじゃないけど、よかったら参加されませんかと言って大分お勧めもしましたが、いや、うちは現金じゃないとしないということをかたくなに言われて、結局、店舗に入っておられないところもありますし、中にはやっぱり現金化までの時間が長いからと言われたところは、うちは大分短くしました。ただ、それでもなお、いや、うちは現金以外はしないからというぐらいのところまではうちも営業じゃないけどお声がけはさせていただいていますし、機会は少なくとも均等、プラスそういうところにも配慮はさせていただいているというのは御理解いただいたらいいかなと思います。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第7号）は原案どおり可決と決しました。

日程第4．議案第2号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

これは大きな補正予算になっておりますけど、一つはこの理由ですね。ここに理由が書いてあります。ここで分からないのが、悪性新生物で入院というのがあります。これは下に書いてある悪性リンパ腫とか、胆管がんとか、肺がんを指しているのかどうかですね。その前の脳血管疾患というのは脳梗塞、脳出血というのを指しているのか。

もう一つはこの金額。予想なのか、確実的なものなのか、お聞きしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（松田佳世子）**

土淵議員の御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃったとおり、脳血管疾患、悪性新生物に関しましては、主な疾患の脳血管疾患が脳梗塞、脳出血、悪性新生物が悪性リンパ腫、がん等になります。

あと、金額に関しましては1月から3月については見込みの金額となります。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

見込みにしては大きいですけど、ある程度見通しをされているということですね。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

当然それだけ療養給付費を払う必要があるようになったものですから、今回補正予算をお願いをしていますし、当然3月までは見込みを立てさせていただいた上であります。

何を言いたいかというと、まさにこういうときのために国保はあるものですから、当然、人間、誰がいつ、どういうふうになるか分かりません。ですから、まさにこれが国としても一つの安心のやっぱり仕組みなんだということでもあります。

正直言うと、もうちょっと早く分かって12月の補正予算にでも今のトレンドを見て、あらかじめもう少し早くお願いする必要があったというのは我々事務方としては反省すべきところはありますけれども、こういうことで療養給付費が必要になったということでもありますから、そこはやはり町民の皆さんにも安心感も持っていただくためにも予算としてはしっかり

確保させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

同じところの質問ですけど、一つ聞きたいのが、まず1点目が、これは県の財源だけになっています。その説明をお願いします。

それともう一つは、資料的に初めてこういうのを私は見たと思うんですね。一番下の比較表ですね。入院医療費100万円以上の人数、こういうのはこれからまたされるのかですね。

それと最後にですけど、町民の方に今回広報あたりで、できれば国保の方にはこういうメリット、メリットというのはおかしいですけど、補助がありますよと。3割負担は3割負担、2割負担は2割負担の中でこういうことができますよというのを告知していただきたいと思うんですけど。

一応3点お願いします。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

御存じのとおり、今、国保は広域化されているものですから、基本的には県管理なんです。ですから、当然その分も県から来ることなので、町で療養給付費の出入りということをしらないものですから、財源は県からになっているということです。

それと最後の1点は、前回、特定健診受診率が年々下がっているとかというような御指摘もいただきました。だから、健康第一で皆さんで健康をとということなんですが、ただ、その上でのセーフティーネットということではあるから、そこはもちろんそうなんですけど、やはりこれからも町民の皆さんにいろんな情報を提供したり、注意喚起、啓発をさせていただくことで、お金が入る入らないとかじゃなくて、やはりみんなで健康で生きていきましょうという体制をこれからもしっかりつくっていきますし、そのための情報提供も町民の皆さんにもさせていただきたいと思います。

**○井上敏文議長**

よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○井上敏文議長**

起立全員であります。よって、議案第2号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

これをもちまして本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和8年第1回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○井上敏文議長**

異議なしと認めます。よって、令和8年第1回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時50分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年1月21日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 池 田 和 幸

会議録署名議員 西 原 好 文

会議録署名議員 田 中 宏 之

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久 美 子